

第 16 回薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会

日時 令和 7 年 7 月 30 日(水)

14 : 00 ~

場所 厚生労働省共用 6 会議室

開催形式 ハイブリッド会議方式

○薬事企画官 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第16回「薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会」を開催いたします。

構成員の皆様方におかれましては、お忙しい中、御参加いただきまして、ありがとうございます。

初めに、事務局から連絡事項を申し上げます。

本日の会議は、対面の会議とウェブ会議を併用しております。会議の内容は公開することとされており、傍聴者にYouTubeでのライブ配信を行っております。

また、厚生労働省全体の取組といたしまして、審議会等のペーパーレス化を進めております。本日はペーパーレスでの開催とさせていただきますので、資料はお手元のタブレットを操作して御覧いただくことになります。操作等で御不明点等ございましたら、適宜事務局がサポートいたしますので、よろしくお願いいたします。

構成員の方々に御発言される際の方法についてお知らせいたします。まず、会場で御参加の構成員におかれましては、挙手していただき、座長から指名されましたら、卓上のマイクを御使用の上、御発言いただきますようお願い申し上げます。オンラインで御参加の構成員におかれましては、挙手ボタンを押していただき、指名後に御発言をお願いいたします。

初めに、本日の出席状況についてでございますが、本日は、井本構成員、中島構成員が御欠席、太田構成員、宮川構成員、山本構成員がオンラインにて御参加いただいております。なお、宮川構成員におかれましては、15時頃に御退席の予定でございます。

太田構成員につきましては、本検討会の座長を務めておられますが、本日、津波警報に伴う大学での緊急対応のため、急遽ウェブ出席となっております。そのため、本日の検討会におきましては、会場での議事進行に関しましては、座長代理であります三澤構成員にお願いしたいと存じますので、御了承いただければと思います。

また、事務局に人事異動に伴いメンバーの変更がありましたので、紹介させていただきます。

医薬局総務課長の笹子でございます。

○課長 笹子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○薬事企画官 同じく医薬局総務課課長補佐の蓮見でございます。

○課長補佐 蓮見でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○薬事企画官 最後に資料の確認でございますが、議事次第にお示しのとおり、資料は1から3、参考資料1から2がございまして、全部で5種類でございます。構成員におかれましては、お手元のタブレットを御確認いただければと思います。

冒頭の説明は以上でございます。

報道の方の撮影等はここまでとさせていただきます。

(報道関係者退室)

○薬事企画官 それでは、以降の議事進行は、三澤先生、どうぞよろしく願いいたします。

○三澤座長代理 よろしく願いします。

では、議事に入ります。最初の議題は「前回の検討会での意見について」です。事務局から説明をお願いいたします。

○課長補佐 事務局でございます。資料1を御覧ください。

前回の検討会における主な意見をまとめたものでございます。補足や修正などございます場合には、事前にも御確認いただいているところではございますが、本日以降でも御指摘いただければと思います。

なお、前回御出席いただきまして、プレゼンテーションいただいた参考人の薬樹薬局の田橋先生、国立国際医療研究センターの増田先生、帝京大学薬学部の川名先生の御意見についても、こちらに含めさせていただいております。

以上でございます。

○三澤座長代理 ありがとうございます。

それでは、前回の検討会の御意見について補足や御意見等ございましたら手短にお願いいたします。いかがでしょうか。オンラインで参加の先生方、いかがですか。

ありがとうございました。

続いて、本日の2つ目の議題は「認定薬局について」です。事務局から説明をお願いいたします。

○課長補佐 事務局でございます。資料2を御覧いただければと思います。

まず、こちらの2ページ目でございますが、前回の検討会における構成員の先生方の御意見をまとめております。資料の4ページ目以降に前回第15回の検討会の資料も掲載しているところでございますが、このうち11ページ目、12ページ目にございます認定薬局の認定基準設定に係る基本的考え方を事務局から前回お示ししたところでございます。こちらにつきまして、当日頂いた御意見について先ほどお示ししました2ページ目に要約して掲載したところでございます。

3ページ目が本日御議論いただきますメインのところと考えておりまして、認定薬局のうち、地域連携薬局・健康増進支援薬局の認定基準設定に係る基本的考え方につきまして、これまでの検討会での御議論を踏まえて、どのように考えるかといったところでございます。前回お示ししました先ほどの論点資料をベースに、これまでの議論に基づいて補強していく格好で構成した案を事務局にて作成しているところでございます。

まず、1つ目の丸でございますが、「地域連携薬局及び健康増進支援薬局については、地域行政や他機関との連携により当該地域に必要な体制構築に資することが求められており、そうした制度の趣旨が明確となることに加え、患者、地域住民から見て、その役割や機能が分かりやすいものとなることが重要である。また、その基準についても複雑なもの

とならないようにすることが求められる」としてあります。

2つ目の丸で「このため、地域連携薬局及び健康増進支援薬局の基準については、当該認定薬局に求められる機能に応じたものとなることを基本とした上で、メリハリのあるものとすべきである」としております。

「具体的には以下のとおり」というところで、(1)として「個々の薬局に必要な機能に係る基準について」、(2)として「地域・拠点で確保すべき機能に係る基準について」としております。この「個々の薬局に必要な機能に係る基準」や「地域・拠点で確保すべき機能に係る基準」は、この検討会で昨年9月30日に取りまとめさせていただきました「これまでの議論のまとめ（地域における薬局・薬剤師のあり方）」を参照のこととしております。

最初の(1)の「個々の薬局に必要な機能に係る基準」でございます。1つ目のポツでございますが、前回の検討会でも根拠となるデータをお示ししましたが、薬局が有する機能のうち、外来患者の調剤・服薬指導、在宅対応、OTC医薬品の販売等といった個々の薬局に必要な機能については、現時点でも多くの薬局においてその機能を有していると考えられる次第でございます。2つ目のポツにおきまして「そのため、個々の薬局に必要な機能に係る基準については、必ずしも実績まで求めることとはせず、その機能の発揮に必要な体制が確保されていることが確認できるものとする」と記載しております。

続きまして、(2)の「地域・拠点で確保すべき機能に係る基準」について、1つ目のポツで「認定薬局が有する機能のうち、地域・拠点で確保すべき機能に該当するものは、その薬局が発揮すべき要となる機能であり、一定水準を担保するための認定基準が必要であると考えられる」。そして、2つ目のポツで「そのため、地域・拠点で確保すべき機能に係る基準については、当該機能の質を確保する観点で必要とされるものとし、必要に応じて実績を求めることとする」としております。

3つ目の丸でございますが、ここまででお示した考え方や以下の議論を踏まえ、地域連携薬局及び健康増進支援薬局の基準の検討を進めるとしてございまして、これまでに頂いていた意見を幾つかお示ししております。

まず、1つ目のポツでございますが、「地域の実情に合わせられる余地を残せるようにしておく必要があるのではないか」ということで、こちらにつきましては、これまでの複数回の議論の中で先生方から様々御意見を頂いていたものでございます。

2つ目のポツでございますが、「個々の薬局に必要な機能に係る基準には、薬局の体制整備、地域の医療・健康における公共的な活動方針の理解、薬剤師倫理の保持、地域薬剤師会との連携、法令遵守といった基盤となる事項も盛り込んでほしい。また、令和元年に現行の基準を策定した以降に進展したDX関連（オンライン資格確認、電子処方箋、オンライン服薬指導など）も視点としてあってもいいのではないか」、こちらは、前回の検討会におきまして、橋場構成員から頂いた御意見をベースに記載させていただいているところでございます。

このほか、これまでの御議論を踏まえまして、あるいは本日の検討会で議論を重ねて追加すべきと考えられるものがございましたら、最後のポツにございますとおり「その他必要な意見があれば記載」ということで、追記させていただけないかと事務局としては考えております。

最終的には、資料3を御覧いただければと思いますが、こちらのよう形でこの検討会における取りまとめといたしまして、地域連携薬局・健康増進支援薬局の認定基準設定に係る基本的考え方について、これまでの議論の整理としてお示しするイメージを考えております。資料3自体は、資料2の先ほど御覧いただいていた3ページ目と同じ内容を記載していきまして、本日の御議論を踏まえて加筆修正をしていき、文章を固めてまいりたいと考えてございます。

事務局からの説明は以上です。

○三澤座長代理 ありがとうございます。

今回は、これまでの検討会での議論を踏まえ、認定薬局の基準の設定に係る基本的な考え方について論点に沿って御意見を伺います。

それでは、御意見をよろしく願いいたします。橋場構成員、お願いいたします。

○橋場構成員 ありがとうございます。日本薬剤師会の橋場でございます。

前回の資料と少し御変更がございましたので、前回も私、発言させていただきましたけれども、繰り返しの発言も含みますが、御了承をお願いしたいというところでございます。

資料3を使って意見を申したいと思います。認定基準設定に係る基本的な考え方について、これまでの議論をよくまとめていただいたと思っております。おおむね事務局案に賛同したいと思っております。

まず、4行目の丸に書かれております、制度の趣旨が明確化され、役割・機能が分かりやすいものになる、ここが最も重要なところだろうと考えます。また、基準が複雑なものとならないようにするという点につきましても賛同いたします。

9行目の2つ目の白丸でございしますが、「このため、認定薬局の基準については、当該認定薬局に求められる機能に応じたものとなることを基本とした上で、メリハリのあるものとすべきである」と書かれておりますけれども、まさしくそのとおりで、健康増進支援薬局、地域連携薬局、それぞれの役割に応じた部分が基準となるようにする方向にすべきと考えます。

したがって、その下の「(1)個々の薬局に必要な機能に係る基準について」の2つ目の丸に「個々の薬局に必要な機能に係る基準については、必ずしも実績まで求めることはせず、その機能の発揮に必要な体制が確保されていることが確認できるものとする」とされておりますけれども、こちらの点につきましては、事務局案に賛同いたします。

「(2)地域・拠点で確保すべき機能に係る基準について」に関しましても、2つ目の黒丸に「地域・拠点で確保すべき機能に係る基準については、当該機能の質を確保する観点で必要とされるものとし、必要に応じて実績を求めることとする」と書かれておりますが、

こちらについても質の担保の点から賛同するところでございます。

29行目の白丸で示された部分でございますが、31行目の1つ目の黒丸に「地域の実情に合わせられる余地を残せるようにしておく必要があるのではないか」とされております。こちらは、前回、私が発言させていただいたところを御記載いただいたところと思いますが、(2)の「地域・拠点で確保すべき機能に係る基準について」を意図として発言したものでございますので、そのように酌み取っていただければと思います。地域によってはどうしても前提が異なって、全国一律の要件とした場合に厳しい地域もあると思います。その際、地域の患者数などといった需要の点や、医療提供リソースなどの供給の点を考慮した対応が可能になるようにという意図で追加で発言させていただきました。ただ、質の確保の点ということからは基準の項目自体がなくなるということはあってはならないと思いますので、その点を重々お願いしたいというところでございます。

あと、33行目の2つ目の黒丸についてもぜひ盛り込んでいただきたいと思います。

加えての発言となりますけれども、薬剤師倫理の保持というところも御記載いただいておりますが、これに関連して、薬局開設者についても医療提供施設を運営することに対する倫理観を保持するというような考え方も基盤として必要と思いますので、盛り込むことを御検討いただきたいと思います。

最後になりますが、認定された薬局自らが積極的に住民・患者に健康サポート機能及び医療・介護サービスを提供していくということはもちろんでありますけれども、地域の薬剤師会がそうした薬局と連携しながら、地域の行政や保険者が地域課題に対して行う事業等に対してしっかりと協力していく、認定薬局はその中心となって取り組む薬局であるということを行政も認識して活用して、そして住民にも周知されていく、そのような地域コミュニティの連動が非常に重要であると考えます。したがって、その方向性を打ち出せる明確な基準となるということを望みます。当会といたしましても、その体制構築に最大限の支援を行ってまいりたいと思っております。地域の全ての薬局が協力するということが非常に重要であると考えておりますので、当会だけではなく、当会以外の薬局、例えば本日であればNPhAの藤井構成員も日本チェーンドラッグストア協会の関口構成員もいらっしゃいますので、ぜひ各地域での御協力をお願いしたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○三澤座長代理 ありがとうございます。

日本薬剤師会からの御意見ということでしたが、山口構成員。

○山口構成員 ありがとうございます。山口でございます。

資料2の2つ目のポツの(1)の個々の薬局のことについて「必ずしも実績まで求めることはせず」ということについては賛成でございます。

地域連携薬局と健康増進支援薬局の重なっている項目はやはり在宅だと思っております。地域連携薬局というのはかなり在宅に取り組んでいる薬局だと受け止めています。だとしたら、基準が月2回以上というのはあまりにもお粗末な気がしまして、もう少しそこ

の基準を高めることと、逆に健康増進支援薬局については在宅に取り組むところまではしなくても在宅のことについての相談に対応できる、そういう機能があれば、サポートする薬局だというような意味合いが分けられるのかなと思っています。健康増進支援薬局は、もちろん在宅対応している薬局があつていいと思いますが、少なくとも相談には乗る体制があるというところを基準にすると、健康増進支援薬局に、人数が少なくても在宅に実際は取り組めないけれども、そういったいろんなサポート、アドバイスだったらできるという薬局も手を挙げるができると思いますので、その辺りで差をつけてはどうかと思っています。

以上です。

○三澤座長代理　ありがとうございます。

めり張りというところかと思いますが、いかがでしょうか。

では、磯崎構成員。

○磯崎構成員　神奈川県医師会の磯崎です。

今の山口構成員のお話、非常に賛成でして、健康増進支援薬局のほうは在宅の入り口を支援していただければいいと思っていまして、連携薬局のほうが在宅に実際取り組む薬局というふうに分けられたら、健康増進支援薬局の手挙げが増えるのではないかと考えております。そういった明確に分けるのはいいかなと思います。

また、橋場構成員からあつた倫理の話ですけれども、今、在宅の訪問看護、また訪問診療においても不適切な例がたくさん見られるようになってきています。不適切といいますのは、合法ではあるのですが、我々医療者から見ると「えっ」というような、倫理観においてはちょっとどうかと思われることが多数出てきております。ある先生の弁ですと、我々の常識や倫理観を軽々と乗り越えていくというような、そういった事例が、訪問看護はこの間、見られましたね。そういったこともありますので、ぜひ倫理に関しては書き込んでいただいて、どうすべきなのかということも皆さん常識で分かっていると思いますが、そういうことが通用しない方も中にいらっしゃるようなので、一応、明文化していただいたほうがいいかと思っています。

以上です。

○三澤座長代理　ありがとうございます。

では、関口構成員、お願いいたします。

○関口構成員　ありがとうございます。日本チェーンドラッグストア協会の関口でございます。

資料3の事務局案、取りまとめいただいた案に対しましては、私どものほうとしても賛同させていただきたいと思えます。また、先ほど橋場構成員から名前を出していただきました他団体ということでございますけれども、JACDSとしても、日本薬剤師会、また日本保険薬局協会と共同してしっかりと薬局間連携を取り進めていきたいと考えている次第でございます。

その上で、資料2の7ページの表は非常によくできている表であって、これが今後もいろんなところで出てくる可能性があると思っていますところでございます。赤枠と黄色い地域連携薬局の枠が非常に分かりやすくできていると思っております、地域連携薬局において在宅対応というものが地域で確保すべきことと個々の薬局に必要なことということで、機能として分けて書かれているということが非常に分かりやすい。ただし、それに対して健康サポート薬局の赤枠の部分は、個々の薬局に必要な機能の中には「OTC医薬品の販売等」という言葉が入っているのですが、地域・拠点で確保すべき機能の中にその言葉が入っていない。右側と比較すると、では地域・拠点ではやるべきことではないのかと言われてしまいかねないので、例えば医薬品のアクセスとか、そういったことをつくるということがこの中に取り込まれてもいいのではないかと。

繰り返して申し上げますけれども、地域・拠点で確保すべき機能の中にOTCのアクセスという言葉を入れていただいたほうがより分かりやすくなるのではないかと思います。例えば薬局の中でその日たまたま在庫がなくて、ほかの薬局を紹介するというのも当然あるかと思いますが。また、有資格者がおらず医薬品が販売できなく、ほかの薬局を紹介せざるを得ない場合というものも当然出てくることかと思いますが。そういった中において薬局間の連携というものが非常に重要になってくると考えますので、ぜひこの中にその言葉を入れていただけると大変ありがたいと思います。

以上です。

○三澤座長代理　ありがとうございます。

御提案ありましたけれども、この辺り、事務局から。

○薬事企画官　御意見ありがとうございます。

この図につきましては、昨年9月来、いろいろと皆様より御意見を頂いたところです。当時より、境界領域の部分は割とグラデーションになっているのではないかと御意見も頂いていたところでございます。私どもも、三次元でやるとすごく分かりやすいけれども、図が分かりにくくなると思いつつ、使っているところでございます。頂いた御意見を踏まえまして、境界領域のところ为上のほうに完全に寄っている部分とも読まれてしまわないような形に工夫できるところがないか、検討させていただければと思っております。

○三澤座長代理　藤井構成員、お願いいたします。

○藤井構成員　ありがとうございます。日本保険薬局協会の藤井でございます。

私のほうから3つほど発言させていただきたいと思います。

1つ目は、資料3の白丸の3個目の全体としてということでお示しいただいて、こちらのほう、これから検討事項ということで、地域連携、健康増進、それぞれということなのですが、実際、書き上がる時にはそれぞれのところの違いというものが出てくると思いますので、書き分けというところはぜひともお願いしたいと思います。

例えばDX関連というのが黒丸2個目のほうにも入っておりますけれども、やはり地域連携薬局と健康増進支援薬局では取り組むべき内容が違うというのが想定されると思います。

ので、そういった差分と、またDXでやると、個々の薬局に必要な機能に入れたほうがよいものも今後新たに出るのではないかと考えられますので、併せて御確認、御検討いただきたいと思いますと思っております。

もう一つが情報発信に関する項目も御検討いただきたいと思いますと思っております。先ほど地域薬剤師会さんであったり、我々NPhAでも地域ブロックや都道府県担当がおります。また、チェーンドラッグ協会さんでも都道府県担当の方がいらっしゃると思っております。各認定薬局においては、活動予定や実績を各団体からとするのか、取りまとめの上なのかというのは御検討が必要かと思いますが、行政であったり、他職種であったり、また地域の皆様に発信していく体制を整備するなど御検討いただければと思っております。健康サポートにしてもどのように周知するかというのが非常に課題であったと考えておりますので、基準と併せて体制の整備をお願いしたいです。また、受け取っていただいたその情報を行政であればどのように発信されるのか、他職種であればどのように共有するのかということも御整理いただければと考えております。

最後、こちらは今回の取りまとめに反映されるものでないというものは重々承知しているのですが、今回の薬機法改正において附帯決議事項ではあるのですが、18番目に「地域における薬局の役割・機能を更に整理・明確化し、国民に分かりやすいものとする」とともに、地域に必要な役割・機能を持つ薬局に対して適切に診療報酬上の評価を行うこと」という附帯決議がされておりました。これは今後とは思いますが、もし別途診療報酬上の検討となったときに、今回検討される基準と整合性というか、もしくは要件、基準事項が少しでも反映されて、認定を取っていることに利があるような形となると、非常にありがたいかなと思っております、取りまとめとは少しずれるのですが、お願い事ということで発言させていただきます。

以上です。

○三澤座長代理 ありがとうございます。

では、小林構成員、お願いいたします。

○小林構成員 ありがとうございます。薬局薬剤師の小林でございます。

先ほど関口構成員も触れられました資料2の7ページの図ですけれども、私たちこの検討会では、この図を基に考えて議論を重ねてきたと思うのですが、そのことを認定を受ける薬局の側にもきちんと理解してほしいと思うところでございます。認定薬局が地域または拠点で確保すべき機能として中心的な役割を担っていくということを分かっていたかと思います。これまでの認定薬局というのは、地域における連携という、どちらかというとほかの職種との連携のほうに目が向いていたのではないかと考えるところもあるのですが、地域における薬局資源の現状を地域の行政や地域の薬剤師会と連携してきちんと把握した上で、その中で認定薬局としての役割を発揮することというのがきちんと伝わるようにしていただきたいと思います。

以上です。

○三澤座長代理　ありがとうございます。

では、樋口構成員、お願いいたします。

○樋口構成員　よろしくをお願いいたします。訪問看護ステーション「はあと」の樋口です。

薬局を使わせていただく側、それから地域住民に近い側として、発言された方と重複することもあると思いますが、気づいたことを御意見させていただきたいと思っております。

健康サポート薬局、健康増進支援薬局の非常に大切なところというのは、地域住民の方々の健康相談とか、ここにありますような介護相談とか、身近な方々の健康の窓口、薬の相談の窓口としての役割が大きいのではないかと受け取っております。お薬だとか処方箋だとか、地域に薬局がそこにあることによって地域の方々のウェルビーイングに関わってくるとすれば、非常に大事な要の薬局になっていただけないかと思うのですが、資料3の6行目、7行目にも「患者、地域住民から見て、その役割や機能が分かりやすいものとなることが重要である」とあります。これは、薬局の制度がこういう薬局だからというわけではなく、そのような健康増進だとか地域の方々とのやり取りの中でできてくるものはたくさんあるのではないかと思うのです。地域住民の支援員さんから個人を含めて地域に広げるといような、こういう役割というのは地域づくりに非常に時間がかかり、とても手間のかかるものだと思います。そうなったときに、その薬局にリソースがあるからとか、ないからとかいうことでいろんな差が出てくることを考えると、私としては非常に残念だなと思いますので、そういう意味でも、賛成意見が多数出ておりましたが、下のほうの地域の実情に合わせられる余地を残しておく必要ということに関しましては、私も賛成の意見です。

以上です。ありがとうございます。

○三澤座長代理　ありがとうございます。

いかがでしょうか。川上先生、よろしくをお願いいたします。

○川上構成員　川上です。

資料3を拝見して、基本的な考え方について議論を整理いただき、かつ、(1)、(2)の「個々の薬局に必要な機能」「地域・拠点の個々の薬局で確保すべき機能」が昨年9月の取りまとめを受けているものであることを大変分かりやすく書いていただけてよかったかと思えます。

昨年9月の取りまとめには具体的な内容を書いてあったのですが、それが今回までに、議論が変わってきたのか、きていないのか。昨年9月の時は「健康サポート薬局」と称していたものが、説明のないままに「健康増進支援薬局」とここでは書いてあるので、それは全くイコールと考えていいのか。そういった前の取りまとめと今回の取りまとめとをつなぐ説明があっても宜しいのかと思いました。

また、実際には我々が議論してきた中で、資料2の7ページにある、下が緑で上が青の分かりやすい、赤と茶色でかぎ括弧をつけた図に集約しているのですが、ここに書いてあ

る項目は、確かに前回の取りまとめに細かく説明はあるのだけれども、こういう形になっていることは、資料３を読んでも資料２の７ページの図を頭に思い浮かべる人は少ないと思います。どこまで資料３でそういうことが分かるように書くかについては再考しても宜しいかと思いました。いずれにしても資料３そのものは議論を整理していただいているので、よかったと思います。

以上です。

○三澤座長代理 事務局、この辺り、いかがでしょうか。

○薬事企画官 御指摘ありがとうございます。

御指摘のとおり、昨年９月の取りまとめ以降、法改正もありまして、名称の部分等変わっている部分がございますので、柱書きの辺りにそういった経緯も分かるように書かせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○三澤座長代理 山口構成員、お願いいたします。

○山口構成員 今のお話を伺っていて、ふと思ったのですが、議論の整理を文章化するときに資料２の７ページの図を入れることはできないのですか。一緒にあったほうが理解が進むのではないかと、何も分ける必要はないのではないかと考えたのですが。

○薬事企画官 ありがとうございます。

これは昨年９月に頑張って作ったものでして、当時、公表に至らなかった部分ではございます。せっかく皆様方の御意見を頂いて作ったものですので、検討させていただきます。ありがとうございます。

○三澤座長代理 橋場構成員、お願いいたします。

○橋場構成員 ありがとうございます。

私も資料２の７のところなのですが、こういう図を全ての薬剤師、薬局関係者に完全に一つの図で理解させるのはなかなか難しいことだというのは理解しているところでございます。そういう意味では、今、山口構成員がおっしゃっていただいたように、取りまとめの文章があって、それに付随する形でこういった図があるというのは補足資料としては非常にいいものになるのではなかろうかと私も思っているところでございます。

先ほども出しましたが、このグリーンの部分（個々の薬局に必要な機能）とブルーの部分（地域・拠点で確保すべき機能）ははっきりと分けられるものではなくて、グラデーションだというのが分かるような形にするのはすごく大事ではないかと思っております。前回から、在宅対応という部分を２段に分けて書いていただいたり、先ほど関口構成員から、OTC医薬品の販売のことに关しましても上のブルーの段のほうにあってもいいのではないかと御意見を頂きました。そうなってくると、真ん中の調剤・服薬指導のところも夜間・休日対応のところも、当然グリーンの部分とブルーの部分としてははっきりと分けられるものではないのだと思いますので、工夫するのも大変なのは重々理解しておりますけれども、ぜひ工夫していただければと思います。

あと、先ほど藤井構成員からありがたいお話があつて、日本保険薬局協会も日本チェー

ンドラッグストア協会も各都道府県に担当者がいらっしゃるという御発言を頂きました。都道府県薬剤師会が自分のところの管轄の薬局の情報を全て把握するというのは難しいところがありますので、そういった御担当者を情報共有いただければ、もっと連携がスムーズにいくのではないかと思います。これは要望という形で発言させていただきました。

以上でございます。

○三澤座長代理　いかがでしょうか。

では、山本構成員、オンラインからですね。お願いいたします。

○山本構成員　日本歯科医師会の山本です。

私からは2点ほどお話をしたいと思います。

先ほどお話がありましたけれども、健康増進支援薬局とか健康サポート薬局というところはもう少し言葉の整理をしていただければ分かりやすいのではないかと思います。

それから、歯科の医療機関の場合ですと、いわゆる基準を設けるときに、施設基準等などでは、例えばこういった診療行為は何件やらなければその認定を得られないとかいう実績を求められるのですけれども、今回の資料3の(1)の2つ目のポツを見ますと、必ずしも実績は求めないで体制さえ確保されればいいというふうな形で、これで本当に基準の設定になるのかということを疑問に思いました。

以上、2点でございます。よろしくお願いします。

○三澤座長代理　ありがとうございます。

事務局、いかがでしょうか。

○薬事企画官　御指摘ありがとうございます。

健康サポート薬局、それから健康増進支援薬局の名称の関係でございますけれども、法制的な部分での説明が必要となってくるかと思しますので、先ほど申し上げたように、改正に伴う柱書きの部分で補足させていただきたいと思っております。

また、実績を求めるという部分につきましては、今回、めり張りをつけるということで、個々の薬局に必要な機能、地域・拠点で確保すべき機能、それぞれにおいてどうするのかといった部分でございます。個々の薬局に必要な機能というところにつきまして、現時点でも多くの薬局で機能を有しているというところで、こちらにつきましては、実績まで必ずしも求めることはせずというところでございますけれども、地域・拠点で確保すべき機能という部分につきましては、それぞれの認定薬局が発揮すべき要となる機能の部分につきまして、しっかりと定めていくというような全体方針を立てたところでございます。

○三澤座長代理　山本先生、よろしいでしょうか。

○山本構成員　ありがとうございます。

○三澤座長代理　では、ほかに御意見ありますでしょうか。

花井構成員、お願いいたします。

○花井構成員　花井です。

取りまとめについては資料3でよろしいかと思いますが、問題はこれができた後の話で、

もちろんこの一番最初に「患者、地域住民から見て、その役割や機能が分かりやすいものとなる」と書いてあるので、いいのですけれども、今まで全然分かりやすすくない状況が続いていたわけですね。思ったのは、資料7ページのポンチ絵のようなことを地域の普通の人たちが理解する必要はなくて、多分象徴的に地域連携薬局並びに健康増進支援薬局というものが分かるアイコンの中で、その地域ごと、もっと言えば薬局ごとに、うちはこんなことができますというフォーマットがあるべきだと思うのです。それはもちろん個々の薬局、施設の努力ということもあると思いますが、ある程度フォーマット化するようなことをやらないと難しい。ドラッグストアとか、そういうのはお得意で、いろいろあるのかもしれませんが、アイコンマークとかも一部あるようですが、そのフォーマットの中でこの薬局はこれに力を入れていますとか、そういうようなこととか、コンテンツごとに、地域、患者が見ているので、一般論としてこういう機能があるということを知ってもあまり意味がないので、そこところは誰が音頭を取るか分かりませんが、そういうことがないとなかなか広がっていかないと思います。

インセンティブの話が出ていますけれども、実際に行って、国民から薬剤師の価値が分かるにつれてインセンティブも高まる。鶏と卵みたいな話になりますけれども、こういう場でも繰り返し言っているのですが、国民が薬剤師の価値にまだ気がついていないのが日本なのです。これはヨーロッパとの違いで、薬剤師がいかに頼りになるかということを知らないという状態である。かといって、それを知らしめるために最初にお金を下さいというのは難しいではないですか。だから、そこは鶏と卵なのですが、相互にやって、そこは手助けしてやっていただかないと、今回、立派に取りまとまったけれども、誰も手が挙がらない上に国民は誰も分かりませんとならないように、何か手助けがあったらと思います。

以上です。

○三澤座長代理　いかがでしょうか。オンラインで御参加の先生、いかがですか。よろしいでしょうか。

では、本日、活発な御意見を頂きまして、ありがとうございます。幾つか宿題を頂いたというところだと思いますので、本日頂いた御意見を踏まえまして、事務局に修正案を作成していただき、それを構成員の皆様に御確認いただこうと思います。その上で、内容の最終的な確認については座長である太田先生に一任とさせていただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(首肯する構成員あり)

○三澤座長代理　ありがとうございます。

それでは、そのように進めたいと思いますので、何とぞよろしくお願いいたします。

事務局におかれましては、本日の御意見を踏まえまして、対応を進めていただきますようお願いいたします。

本日の議論は以上ですが、事務局からほかに何かありますでしょうか。

○薬事企画官 特段ございませんが、修正案を別途お送りさせていただきますので、御確認をよろしくお願いいたします。また、次回開催につきましても、追って御連絡させていただきますと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○三澤座長代理 よろしいでしょうか。何か御発言があれば。

では、以上で本日の検討会を終了いたします。ありがとうございました。